長和町地域防災計画

【資料編】

令和８年３月

長　　和　　町

ー目　　次ー

１　防災関係機関に関する資料 1
　１－１　防災関係機関一覧表 1
２　条例・規則等 2
　２－１　長和町防災会議条例 2
　２－２　長和町防災会議条例施行規則 4
　２－３　長和町災害対策本部条例 5
　２－４　長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱 6
　２－５　長和町避難行動要支援者個別避難計画作成業務事業実施要領 11
　２－６　長和町災害弔慰金の支給等に関する条例 13
　２－７　長和町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 17
　２－８　長和町災害見舞金支給要綱 21
３　災害危険箇所等に関する資料 24
　３－１　危険箇所等総括表 24
　３－２　地すべり危険箇所（農政部所管） 25
　３－３　山地災害危険地（地すべり危険地区（林務部所管）） 25
　３－４　山地災害危険地（山腹崩壊危険地区） 25
　３－５　山地災害危険地（崩壊土砂流出危険地区） 26
　３－６　土砂崩壊危険個所（農政部所管） 27
　３－７　土砂災害警戒区域等（急傾斜） 27
　３－８　土砂災害警戒区域等（土石流） 30
　３－９　盛土にかかる点検箇所 32
４　水防に関する資料 33
　４－１　信濃川水系水位観測所 33
　４－２　水防倉庫所在地 33
　４－３　ため池 33
　４－４　水防上重要なダム、水門の操作 34
　４－５　重要水防区域 35
５　ライフラインに関する資料 38
　５－１　長和町上水道・水源地 38
　５－２　配水池・湧水 39
６　危険物に関する資料 40
　６－１　危険物施設数 40
　６－２　危険物事業所一覧 40
７　避難に関する資料 42
　７－１　要配慮者利用施設一覧表 42
　７－２　避難所及び緊急避難場所一覧表（地区別一時避難場所） 43
　７－３　指定避難所一覧表（広域避難施設） 45

７－４　福祉避難所一覧表（緊急受入施設）..... 45
７－５　指定緊急避難場所一覧表..... 45
７－６　応急仮設住宅建設予定地一覧表..... 46
７－７　避難指示等発令の判断基準例..... 47
８　輸送に関する資料..... 51
８－１　災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点..... 51
９　災害支援制度に関する資料..... 52
９－１　災害支援制度一覧..... 52
９－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準..... 55
９－３　住家の被害の程度と住家の被害認定基準等..... 61
１０　原子力災害に関する資料..... 62
10－１　原子力防災の基礎用語..... 62
10－２　原子力防災の基礎知識（住民啓発用）..... 64
１１　災害時応援協定関係..... 66
11－１　公共団体・民間団体等..... 66
11－２　消防..... 68
11－３　自治体..... 68
11－４　長野県内..... 68
１２　各種様式..... 69
様式第１号（概況速報）..... 69
様式第２号（人的及び住家の被害）..... 70
様式第２－１号（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難状況報告）..... 71
様式第３号（社会福祉施設被害）（職業訓練施設被害）..... 72
様式第５号（農業関係被害）..... 73
様式第６号（林業関係被害）..... 74
様式第７号（土木関係被害）..... 75
様式第８号（都市施設被害）..... 77
様式第９号（水道施設被害）..... 78
様式第１０号（廃棄物処理施設被害）..... 79
様式第１１号（感染症関係）..... 80
様式第１２号（医療施設被害）..... 81
様式第１３号（商工関係被害）..... 82
様式第１４号（観光施設被害）..... 83
様式第１５号（教育関係施設被害）..... 84
様式第１７号（町有財産被害）..... 85
様式第１９号（火災）..... 86
様式第１９号の２（特定の事故）..... 87
様式第２１号（被害状況総合）..... 88

１　防災関係機関に関する資料

１－１　防災関係機関一覧表

名　　称	電話番号	ＦＡＸ番号
上田地域広域連合消防本部	26-0119 緊急時 119	23-6901
依田窪南部消防署	68-0119	68-4119
役場庁舎	68-3111(代)	68-4011
和田支所	88-2345	88-2693
長久保支所	68-3105	68-4265
大門支所	68-2151	68-2151
上田警察署	22-0110 緊急時 110	25-9110
丸子警部交番	42-0110 緊急時 110	
古町駐在所	68-0110	
和田駐在所	88-2029	
国保　依田窪病院	68-2036	68-4034
国保　依田窪病院付属　和田診療所	88-2020	88-2299
上田地域振興局	25-7113	25-7115
上田建設事務所 （県道、県管理河川関係）	25-7166(維持管理課直通)	24-9996
上田保健福祉事務所	25-7147「高齢者等避難」	23-1973
ＮＴＴ東日本－長野支店	113 又は 026-225-4389	
中部電力パワーグリッド(株) （上田支社）	0120-984-520 又は 23-8200	
ＬＰガス協会（中原樹脂工業(株)）	68-2123	
長和町建設振興協議会	※最新の役員連絡先を確認する	

２　条例・規則等

２－１　長和町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 150 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定により、長和町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（地区防災会議）

第２条　長和町防災会議のほかに、次に掲げる地区に地区防災会議を設置する。

（１）　大門

（２）　長久保

（３）　古町

（４）　和田

２　地区防災会議については、別に定める。

（所掌事務）

第３条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　長和町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　町の地域に町の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、町長に対し意見を述べることができる。

（３）　前２号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第４条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者

（２）　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者

（３）　長野県の知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者

（４）　長野県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者

（５）　町の職員のうちから町長が任命した者

（６）　教育長

（７）　消防団長

（８）　上田地域広域連合消防本部依田窪南部消防署長

（９）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(10)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者

(11)　前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

６　前項に掲げる委員の定数は、40 名以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第５条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 9 月 28 日条例第 68 号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年４月 1 日から適用する。

附　則（平成 29 年 12 月 22 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

２－２　長和町防災会議条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日規則第 98 号

（趣旨）

第１条　この規則は、長和町防災会議条例（平成 17 年長和町条例第 150 号）第２条の規定により、地区防災会議に関し必要な事項を定めるものとする。

（地区防災会議）

第２条　地区防災会議は、常に長和町防災会議との連絡を密にし、災害防止の推進を図るものとする。

（地区防災会議の事務所）

第３条　地区防災会議の事務所を次のとおり設置する。

（１）　大門地区　長和町大門 1164 番地１　大門支所

（２）　長久保地区　長和町長久保 1699 番地　長和町長門老人福祉センター

（３）　古町地区　長和町古町 2803 番地　古町コミュニティセンター

（４）　和田地区　長和町和田 2872 番地　長和町役場和田庁舎

（組織）

第４条　地区防災会議は、当該地区内の各種団体等の委員で組織し、委員の定数は、別に定めない。

２　会長は地区町議会議員及び財産区議会議員等の互選により町長が委嘱し、委員は会長が委嘱する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、役職によって委嘱を受けた委員の任期は在職期間とし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長の職務）

第６条　会長は、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第７条　会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が地区防災会議に諮って定める。

附　則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 18 年 9 月 28 日規則第 32 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 12 月 14 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

２－３　長和町災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 151 号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定により、長和町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

２－４　長和町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱

平成 29 年９月 25 日告示第 44 号

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び長和町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、支援を必要とする高齢者、障がい者等が地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を実施することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　要配慮者　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　65 歳以上の高齢者のうち独居及び高齢者のみ世帯者

ロ　介護保険法（平成９年法律第 123 号）による要支援１から要介護５までのいずれかの認定を受けている者

ハ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳所持者

ニ　療育手帳交付要綱（昭和 50 年長野県告示第 192 号）による療育手帳所持者

ホ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳所持者

ヘ　外国人

ト　未就学児

チ　妊婦

リ　その他支援が必要とされる者で町長が認める者

（２）　避難行動要支援者　町内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する次のいずれかに該当する者で、その支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

イ　85 歳以上の高齢者のうち独居及び高齢者のみ世帯者

ロ　介護保険法（平成９年法律第 123 号）による要介護１から要介護５までのいずれかの認定を受けている者

ハ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳１級、２級又は３級所持者

ニ　療育手帳交付要綱（昭和 50 年長野県告示第 192 号）による療育手帳所持者

ホ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳１級所持者

ヘ　外国人のみの世帯

ト　その他支援が必要とされる者で町長が認める者

（３）　地域支援者　避難行動要支援者と普段から交流があって、災害時において情報の伝達、安否の確認、避難の誘導等の支援を行う者をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成及び更新）

第３条　町長は地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、

安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

（1）　行政区

（2）　氏名

（3）　生年月日

（4）　年齢

（5）　性別

（6）　避難支援を必要とする事由

（7）　世帯主名

（8）　住所又は居所

（9）　電話番号

(10)　緊急時連絡先の氏名及び電話番号

(11)　地域支援者

(12)　前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3　町長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報の提供を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4　町長は、第１項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

5　町長は、避難行動要支援者名簿について、毎月確認し変更のある場合は修正をしなければならない。

（名簿情報の利用及び提供）

第４条　町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第１項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2　町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者が属する地域の自主防災組織（自主防災組織が組織されていない場合は、行政区）、長和町民生委員・児童委員、長和町社会福祉協議会、上田警察署、依田窪南部消防署、長和町消防団、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報に提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3　町長は災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

４　名簿情報の提供は、年１回、12 月に提供する。

（登録手続）

第５条　避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿に自己の情報を登録し、及び前条第２項の規定により避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することについて同意をする場合は、長和町避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書（様式第１号。以下「届出書兼同意書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、避難行動要支援者は、地域支援者の記載に当たって、あらかじめその者の同意を得なければならない。

２　避難行動要支援者は、身体の状況等により届出書兼同意書の記載及び提出が困難な場合は、家族等の者にこれを記載させ、及び提出させることができる。

３　町長は、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。

４　避難行動要支援者は、前項の調査の際、民生委員・児童委員等を通じて、届出書兼同意書を町長に提出することができる。

５　町長は、届出書兼同意書の提出を受けたときは、当該届出書兼同意書に記載された情報を避難行動要支援者名簿に登録する。

（登録情報の変更）

第６条　前条の規定により避難行動要支援者名簿に登録を行った避難行動要支援者（以下「登録者」という。）は、当該登録時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、長和町避難行動要支援者名簿登録内容変更届出書（様式第２号。以下「変更届出書」という。）により、速やかに町長に提出するものとする。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

３　町長は、変更届出書の提出を受けたときは、速やかに当該避難行動要支援者に係る名簿情報を変更するものとする。

４　町長は、名簿情報に変更があることを知り得た場合において、登録者又は家族等の者から変更届出書の提出がなされないときは、職権により当該登録者に関する名簿情報を変更することができる。

（登録の抹消）

第７条　登録者は、避難行動要支援者名簿からの登録の抹消を求める場合には、長和町避難行動要支援者名簿登録抹消届（様式第３号。以下「登録抹消届」という。）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の規定により登録抹消届の提出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者名簿から登録を抹消するものとする。

３　町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、避難行動要支援者名簿から登録を抹消するものとする。

（１）　登録者が名簿情報の抹消を希望したとき。

（２）　登録者が死亡したとき。

（３）　登録者が町外に転出したとき。

（４）　登録者が入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。

（５）　第２条第２項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

（６）　所在が不明なとき。

（避難支援等関係者による支援）

第８条　避難支援等関係者は、受領した名簿情報を活用して避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

（１）　災害時における避難支援等を行うための個別計画（避難行動要支援者等から得た情報を利用して、災害時において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。）の作成

（２）　避難支援等を容易にするために日常生活において行う声かけ及び相談

（３）　その他避難支援等に必要な事項

（秘密保持義務）

第９条　第４条第２項若しくは第３項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な利用がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

２　避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿情報を利用してはならない。

３　避難支援等関係者は、名簿情報を紛失しないように適切に保管するとともに、その内容を他の者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。

４　避難支援等関係者は、その任を後任の者に引き継ぐ場合は、適切に名簿情報を引き継がなければならない。

５　避難支援等関係者は、名簿情報を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

６　避難支援等関係者は、次に掲げる場合においては、名簿情報を速やかに返却しなければならない。

（１）　第４条第４項の規定により新しい名簿情報が提供された場合

（２）　その他町長が必要と認める場合

（町の責務）

第 10 条　町は、この要綱の規定による避難行動要支援者登録制度の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

（１）　支援が必要な避難行動要支援者からの登録を促進するため、地域との連携等による避難行動要支援者登録制度の普及啓発を実施すること。

（２）　避難行動要支援者に対する地域の支援組織の構築を行う者に対し、指導、助言等必要な支援を実施すること。

（３）　法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報を発したとき、又は気象庁その他の機関若しくは都道府県知事から災害に関する予報若しくは通知を受けたときは、地域防災計画に定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る次項を住民、関係機関及び関係団体に伝達すること。

（４）　前号の規定による伝達に当たっては、要配慮者が避難勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難を行うことができるよう特に配慮すること。

（５）　法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する場合は、従事する者の安全の確保に十分に配慮すること。

（補則）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

（長和町災害時要援護者台帳管理運用要綱の廃止）

２　長和町災害時要援護者台帳管理運用要綱（平成 25 年告示第 11 号）は、廃止する。

（長和町災害時避難行動要支援者台帳管理運用要綱の廃止）

３　長和町災害時避難行動要支援者台帳管理運用要綱（平成 29 年告示第 10 号）は、廃止する。

（長和町災害時避難行動要支援者台帳管理運用要綱の廃止に伴う経過措置）

４　廃止前の長和町災害時避難行動要支援者台帳管理運用要綱の規定によりなされた登録は、この告示の相当規定により登録されたものとみなす。

様式（省略）

２－５　長和町避難行動要支援者個別避難計画作成業務事業実施要領

令和５年８月 29 日

（目的）

第１条　この要領は、避難行動要支援者(長和町地域防災計画に規定する、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する高齢者、障がい者等をいう。以下同じ。)の避難支援の基となる避難行動要支援者個別避難計画(以下「個別避難計画」という。)を作成することにより、要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

（個別避難計画）

第２条　個別避難計画は、避難行動要支援者が避難することについて支援するために必要な次に掲げる事項を定めるものとし、様式第１号のとおりとする。

（１）　避難支援者の住所、氏名、性別、生年月日、連絡先等

（２）　避難行動要支援者の区分

（３）　世帯状況等

（４）　避難行動要支援者の状態

（５）　避難支援に関する事項

（６）　緊急時連絡先

（７）　避難方法

（８）　地域支援者等

（９）　その他の特記事項等

(10)　その他町長が必要と認める事項

２　個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者であって避難支援を受けるために必要な個人情報を事前に避難支援者等へ提供することに同意しているものとする。

３　個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の意思を尊重しなければならない。ただし、避難行動要支援者が意思表示できないときは、その家族の意思を尊重しなければならない。

（事業の委託）

第３条　町長は、個別避難計画の作成に関する業務の全部又は一部について、次のいずれかに該当する者に委託することができるものとする。

（１）　介護保険法（平成９年法律 123 号）第 46 条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者

（２）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第１項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第 51 条の 17 第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

（３）　社会福祉協議会

（４）　その他町長が適切に個別避難計画を作成することができると認める者

（業務完了報告）

第４条　前条の規定に基づき委託を受けた者は、個別避難計画を作成したときは、指定された期日までに業務完了報告書(様式第２号)及び請求書を添えて町長に提出しなければならない。

(委託料及び費用負担)

第５条　町長は、前条に規定する業務完了報告書及び個別避難計画の提出があった場合はこれ

を審査し、適切と認めたときは、委託料の支払いをするものとする。

２　前項の委託料の額は、受託機関が計画及び更新した場合に契約書に定める額の委託料を支払う。

３　この事業の計画策定に係る対象者の費用負担は無料とする。

（個人情報の保護）

第６条　計画の作成及び運用に関わる者は、長和町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年 12 月 16 日条例第 22 号）及び長和町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和４年 12 月 16 日規則第 16 号）を遵守しなければならない。

（補則）

第７条　この要領の施行にあたり定めのない事項は、必要に応じ、町長が別に定める。

付　則

この告示は、令和６年１月１日から施行する。

２－６　長和町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 78 号

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　災害弔慰金の支給（第３条―第８条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第９条―第 11 条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）
第５章　雑則（第 16 条）
第６章　補則（第 17 条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１）　死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　第１項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。

５　前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

（準用規定）

第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第 12 条　町は、令第３条に掲げる災害により法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

（２）　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350 万円

（３）　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書きの場合は、５年）とする。

（保証人及び利率）

第 14 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

３　第１項の保証人は、災害援護金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつで

も繰上償還をすることができる。

３　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一部償還及び違約金については、法第13条、第14条第１項及び第16条並びに令第８条、第９条及び第12条の規定によるものとする。

第５章　雑則

（支給審査委員会の設置）

第16条　町に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審査するため、支給審査委員会を置く。

２　支給委員会の委員は、医師、弁護士、その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

３　前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

第６章　補則

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例（昭和50年長門町条例第34号）又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年和田村条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年３月19日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行する。

２－７　長和町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 17 年 10 月 1 日規則第 59 号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　災害弔慰金の支給（第２条・第３条）
第３章　災害障害見舞金の支給（第４条・第５条）
第４章　災害援護資金の貸付け（第６条―第 17 条）
第５章　補則（第 18 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、長和町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年長和町条例第 78 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第２条　町長は、条例第３条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（１）　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
（２）　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
（３）　死亡者の遺族に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第３条　町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第３章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第４条　町長は、条例第９条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（１）　障害者の氏名、性別、生年月日
（２）　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
（３）　障害の種類及び程度に関する事項
（４）　支給の制限に関する事項
（５）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第５条　町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

２　町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第１号）を提出させるものとする。

第４章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第６条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第２号。以下「借入申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

（１）　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

（２）　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

（３）　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

（４）　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

２　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

（２）　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を１月から５月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

（３）　その他町長が必要と認めた書類

３　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月１日から起算して３月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第７条　町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第８条　町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第３号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

２　町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第４号）を、借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第９条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（別紙様式第５号）に、資金貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条　町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条　町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第７号）を、町長に提出しなければならない。

２　町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第８号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第９号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を、当該借受人に交付するものとする。

３　町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を、町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（１）　借受人の死亡を証する書類

（２）　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

３　町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

４　町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条　町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条　借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届出書（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第５章　補則

（その他）

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成 17 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和 50 年長門町規則第 13 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年３月 19 日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）

２－８　長和町災害見舞金支給要綱

平成 29 年６月１日告示第 21 号

（趣旨）

第１条　この告示は、長和町内で発生した災害により町内に住所を有する個人及び法人が被害を受けたときにおいて、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（災害の種類）

第２条　災害の種類は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象並びに火災及び爆発とする。

（支給要件）

第３条　見舞金等は、次の要件を満たす者に支給する。

（１）　災害により、個人が死亡し、又は負傷したとき。

（２）　災害により、個人又は法人が居住し、所有し、又は使用している建物に損害を受けたとき。

（支給額）

第４条　見舞金等の支給額は、別表のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受給者の範囲及び受給順位）

第５条　見舞金等の受給者の範囲及び受給順位は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 42 条から第 44 条までの例による。

（見舞金等の支給）

第６条　町長は、見舞金等を支給しようとするときは、その事由を確認し、支給の可否を決定するものとする。

（見舞金等の返還）

第７条　町長は、偽りその他不正な手段により見舞金等を受給した者のあるときは、その者に既に支給した見舞金等の一部又は全部の返還を命ずることができる。

（支給の制限）

第８条　見舞金等は、次に掲げる場合には、支給しない。

（１）　被害の発生が、その者又は同居している者の故意又は重大な過失によるとき。

（２）　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けたとき。

（３）　長和町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年長和町条例第 78 号）の適用を受けたとき。

（４）　長和町被災者生活再建支援制度補助金交付要綱（令和元年告示第 22 号）の適用を受けたとき。

（５）　国、地方公共団体その他これに類する法人が被災者であるとき。

附　則

この告示は、平成 29 年６月１日から施行する。

附　則（令和元年５月 29 日告示第 23 号）

この告示は、令和元年６月１日から施行する。

別表（第４条関係）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">災害の程度</th><th>見舞金等の額</th></tr>
<tr><th>（１被災者につき）</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">人身災害</td><td>死亡</td><td>200,000 円以内</td></tr>
<tr><td>負傷
３箇月以上の臥床又は入院を要する場合
30 日以上の臥床又は入院を要する場合
20 日以上の臥床又は入院を要する場合
10 日以上の臥床又は入院を要する場合</td><td>
100,000 円以内
70,000 円以内
50,000 円以内
30,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="15">建物災害</td><td rowspan="8">居住に供していた建物</td><td rowspan="2">全壊・全焼・全流失</td><td>持家・借家のとき</td><td>200,000 円以内</td></tr>
<tr><td>貸家のとき</td><td>50,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊・半焼・半流失</td><td>持家・借家のとき</td><td>100,000 円以内</td></tr>
<tr><td>貸家のとき</td><td>30,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一部損壊・一部焼失・一部流失</td><td>持家・借家のとき</td><td>50,000 円以内</td></tr>
<tr><td>貸家のとき</td><td>10,000 円以内</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>持家・借家のとき</td><td>50,000 円以内</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td><td>持家・借家のとき</td><td>10,000 円以内</td></tr>
<tr><td>その他相当程度の災害と認められる場合</td><td>持家・借家のとき</td><td>30,000 円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="7">居住に供していない建物</td><td>損害部分の床面積が 199 平方メートル以上の場合</td><td>持家・借家のとき</td><td>100,000 円以内</td></tr>
<tr><td>損害部分の床面積が 100 平方メートル以上 199 平方メートル未満の場合</td><td>持家・借家のとき</td><td>50,000 円以内</td></tr>
<tr><td>損害部分の床面積が 33 平方メートル以上 100 平方メートル未満の場合</td><td>持家・借家のとき</td><td>30,000 円以内</td></tr>
<tr><td>損害部分の床面積が 33 平方メートル未満の場合。ただし、生計を維持するに使用していた建物であり、かつ、当該建物の３分の２以上の被害があるものに限る。</td><td>持家・借家のとき</td><td>10,000 円以内</td></tr>
<tr><td>床上浸水</td><td>持家・借家のとき</td><td>50,000 円以内</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td><td>持家・借家のとき</td><td>10,000 円以内</td></tr>
</table>

備考

1　人身災害については、１人をもって、建物災害については、１世帯又は１法人をもって、１被災者とする。ただし、法人又は生計を別にしている者が共有する建物については、それぞれの持分にあん分して支給する。

2　負傷程度については、医師の診断するところによる。

3　居住に供していた建物とは、居住者が被害を受けた当時、その場所に住所を有していた建物（生活用品、家財類等を納めてある物置等を含む。）をいい、居住に供していない建物とは、それ以外の建物（門、塀、物置等附属物は除く。）をいう。

4　持家とは、被災者が当該建物を所有し、かつ、現に居住し、又は使用していたものをいう。

5　全壊、全焼及び全流失は、居住に供していた建物（内容物を含む。）の損害（消火活動等により受けた被害も対象とする。以下６及び７について同じ。）の程度がおおむね 70 パーセント以上のときをいう。

6　半壊、半焼及び半流失は、居住に供していた建物（内容物を含む。）の損害の程度がおおむね 20 パーセント以上 70 パーセント未満のときをいう。

7　一部損壊、一部焼失及び一部流失は、居住に供していた建物（内容物を含む。）の損害の程度がおおむね 20 パーセント未満であり、かつ、５万円以上のときをいう。

8　共同住宅その他これに類する住宅の共用部分の損害については、当該部分の所有者を被災者とする。

9　寄宿舎その他これに類する施設については、当該施設に常時居住していた者全員で１被災者とする。

３　災害危険箇所等に関する資料

３－１　危険箇所等総括表

（令和２年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th colspan="2">箇所数 ※１</th></tr>
<tr><td colspan="3">地すべり危険箇所（農政部）</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">山地災害危険地</td><td colspan="2">地すべり危険地区（林務部）</td><td colspan="2">1</td></tr>
<tr><td colspan="2">山腹崩壊危険地区</td><td colspan="2">20</td></tr>
<tr><td colspan="2">崩壊土砂流出危険地区</td><td colspan="2">27</td></tr>
<tr><td colspan="3">土砂崩壊危険箇所（農政部）</td><td colspan="2">9</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">土砂災害警戒区域等（急傾斜）　※２</td><td>Ⅰ</td><td>15</td><td rowspan="3">71</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>34</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>22</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">土砂災害警戒区域等（土石流）　※２</td><td>Ⅰ</td><td>64</td><td rowspan="3">93</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>16</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>13</td></tr>
<tr><td colspan="3">砂防指定地</td><td colspan="2">29</td></tr>
<tr><td rowspan="7">土砂災害警戒区域等</td><td rowspan="4">土砂災害警戒区域</td><td>土石流</td><td colspan="2">33</td></tr>
<tr><td>急傾斜地の崩壊</td><td colspan="2">153</td></tr>
<tr><td>地すべり</td><td colspan="2">12</td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">255</td></tr>
<tr><td rowspan="3">土砂災害特別警戒区域</td><td>土石流</td><td colspan="2">80</td></tr>
<tr><td>急傾斜地の崩壊</td><td colspan="2">150</td></tr>
<tr><td>合計</td><td colspan="2">230</td></tr>
<tr><td colspan="3">重要水防区域</td><td colspan="2">3,313 ※３</td></tr>
</table>

※１　（ ）内は、法指定箇所数で内数

※２　Ⅰ：保全人家５戸以上（５戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設あり）

Ⅱ：保全人家１～４戸

Ⅲ：人家はないが、将来人家等の立地が予想される。

※３　平成 20 年７月１日現在のデータ

３－２　地すべり危険箇所（農政部所管）

（１）地すべり危険地

令和４年４月１日現在

番号	箇　所　名	備　考
74	青原	

３－３　山地災害危険地（地すべり危険地区（林務部所管））

令和６年３月１日現在

箇　所　名	所　在　地
芹沢	長久保字芹沢（47・48 林班内）

３－４　山地災害危険地（山腹崩壊危険地区）

令和６年３月１日現在

地　区　名	所　在　地
立岩	古町字下岩下（14 林班内）
北古屋	古町字北古屋（15 林班内）
仙ノ倉	長久保字仙ノ倉（５林班内）
日影林	長久保字日影林（43 林班内）
三郎山	長久保字大石（44・46 林班内）
落合	大門字放場（48 林班内）
日山	大門字日山（108 林班内）
名呉	大門字名呉（61 林班内）
青原	和田字西山（1049 林班内）
上東山	和田字上東山（1002 林班内）
芹沢	和田字日向（1046 林班内）
橋場・経塚	和田字大多沢（1007 林班内）
久保	和田字古屋敷（1035 林班内）
大平山	和田字大平山（1028 林班内）
塩ノ上	和田字塩ノ上（1028 林班内）
赤倉山	和田字赤倉山（1021 林班内）
野々入	和田字野々入（1029 林班内）
野々入	和田字野々入（1030 林班内）
古屋敷	和田字追川（1035 林班内）
観音沢	和田字観音沢（1022 林班内）

３－５　山地災害危険地（崩壊土砂流出危険地区）

令和６年３月１日現在

地　区　名	所　在　地
赤沢	古町字赤沢（10 林班内）
不動沢	古町字不動沢（７林班内）
仙ノ倉	長久保字仙ノ倉（１・５林班内）
大沢	長久保字大沢（41 林班内）
山宮	長久保字山宮（44 林班内）
戸陰沢	大門字戸陰沢（56・57 林班内）
大茂沢	大門字大茂沢（55 林班内）
郷沢	大門字郷沢（65 林班内）
東沢	大門字東沢（69・70 林班内）
高岩	大門字高岩（99 林班内）
小茂谷	大門字小茂谷（97 林班内）
小茂沢	大門字小茂沢（48 林班内）
本沢	大門字本沢（94 林班内）
追分・初の沢	大門字追分（83 林班内）
追分・細見山沢	大門字追分（84 林班内）
上組・中組	和田字下西山（1048 林班内）
上組	和田字上西山（1047 林班内）
小水沢	和田字水沢（1002 林班内）
中水沢	和田字水沢（1003 林班内）
樽沢	和田字樽沢（1005 林班内）
明神堀沢	和田字日向（1045 林班内）
から沢	和田字日向（1044 林班内）
久保くるみ沢	和田字狐穴（1042・1043 林班内）
久保狐穴（１）	和田字狐穴（1043 林班内）
久保狐穴（２）	和田字狐穴（1037 林班内）
野々入ホドノ入	和田字ホドノ入（1031・1033 林班内）
唐沢	和田字小日向（1019 林班内）

３－６　土砂崩壊危険個所（農政部所管）

令和６年３月１日現在

地　　区　　名	所　　在　　地
大出第一	和田字大狭間
鷹の巣	和田字松沢
野々入第一	和田字野々入
雨原	和田字ホドノ入
狐穴	和田字狐穴
ホドノ入	和田字古屋敷
小日影	和田字小日影
上村水路	大門字小茂谷
大門上堰	大門字本沢

３－７　土砂災害警戒区域等（急傾斜）

箇所番号	箇所名	備考
34211001	立岩（2）	
34211002	立岩上	
34211003	五反田	
34211004	宮ノ上１号	
34211005	入大門下	
34211006	入大門上	
34211007	美し松	
34211008	姫木２号	
34211009	姫木１号	
34212001	立岩２号	
34212002	立岩１号	
34212003	有坂団地	
34212004	五反田	
34212005	有坂	
34212006	有坂１号	
34212007	北古屋	
34212009	学者村１号	
34212010	学者村２号	
34212011	田中	
34212012	堅町	
34212013	横町	
34212014	長久保	
34212015	斉藤木材上	
34212016	落合	

箇所番号	箇所名	備考
34213011	落合	
34212017	宮ノ上２号	
34212018	大門	
34212019	入大門	
34212020	小茂谷下	
34212021	小茂谷	
34212022	りんどうの郷１	
34212023	白樺ハイランド	
34212024	りんどうの郷２	
34212025	姫木４号	
34212026	姫木５号	
34212027	姫木３号	
34213001	滝ノ沢	
34213002	立岩	
34213003	五反田	
34213004	有坂	
34213005	学者村１号	
34213006	学者村２号	
34213007	学者村３号	
34211002	芹沢	
34711001	上組	
34213007	上組２号	
34711005	鍛冶足－１	
34711003	下町	
34711004	鍛冶足－２	
34712007	二之橋上	
34712003	大出日向	
34712002	赤倉	
34712005	大狭間３号	
34711006	和田山	
34712004	大狭間１号	
34712006	大狭間２号	
34212008	北古屋２号	
34212008	大門２号	
34213016	大門１号	
34213009	竪町２号	
34213012	新屋	
34213014	窪城１号	
34213008	竪町１号	
34213015	窪城２号	

箇所番号	箇所名	備考
34213013	宮ノ上	
34213019	白樺ハイランド別荘地２号	
34213018	白樺ハイランド別荘地１号	
34213022	姫木平別荘地	
34213020	追分１号	
34213021	追分２号	
34213010	四泊	

３－８　土砂災害警戒区域等（土石流）

番号	渓流番号	字名	河川名	渓流名
1	34211001	立岩	依田川	入の沢川
2	34211002	立岩	依田川	立岩沢
3	34211003	滝沢	内村川	滝沢
4	34211004	五反田	依田川	五反田沢
5	34211005	五反田	依田川	五反田川
6	34211006	北古屋	依田川	大内沢川
7	34211007	有坂	依田川	有坂沢３
8	34211008	有坂	依田川	山神沢２
9	34211009	有坂	依田川	山神沢１
10	34211010	有坂	依田川	有坂沢２
11	34211011	有坂	依田川	有坂沢１
12	34211012	有坂	依田川	赤沢川
13	34211013	寺上	依田川	不動沢川
14	34211014	新道	依田川	上平の沢
15	34211015	竪町	依田川	竪町沢
16	34211016	横町	依田川	五十鈴川
17	34211017	横町	依田川	山宮川
18	34211018	横町	依田川	横町沢
19	34211019	四泊	依田川	芹沢
20	34211020	新屋	依田川	小茂沢川
21	34211021	新屋	依田川	新屋沢
22	34211022	宮ノ上	大門川	宮ノ上沢
23	34211023	宮ノ上	大門川	大茂沢川
24	34211024	宮ノ上	依田川	戸陰沢
25	34211025	窪城	依田川	楡木川
26	34211026	窪城	依田川	宮城川
27	34211027	大門	大門川	名呉沢
28	34211028	大門	大門川	白ノ入沢
29	34211029	入大門	大門川	水沢川
30	34211030	入大門	依田川	馬込沢
31	34211031	入大門	依田川	野田谷川
32	34211032	小茂谷	依田川	浦沢川
33	34211033	小茂谷	依田川	上浦沢川２
34	34211034	小茂谷	依田川	上浦沢川１
35	34211035	小茂谷	依田川	北オネガミ沢
36	34211036	白樺ハイランド別荘地	大門川	シンナショウ沢
37	34211037	大門	大門川	下エダドリ沢
38	34211038	鷹山	大門川	鷹山沢２

番号	渓流番号	字名	河川名	渓流名
39	34211039	鷹山	依田川	鷹山沢１
40	34211040	姫木平別荘地	依田川	大笹川２
41	34211041	姫木平別荘地	依田川	大笹川１
42	34211042	姫木平別荘地	依田川	姫木平の沢
43	34211043	姫木平別荘地	大門川	駒場川
44	34212001	古町	依田川	有坂沢
45	34212002	古町	依田川	北古屋沢１
46	34212003	古町	依田川	寺上沢
47	34212004	長久保	依田川	長久保沢
48	34212005	長久保	大門川	横町沢１
49	34212006	長久保	大門川	横町沢２
50	34212007	大門	大門川	ツブレヤ沢
51	34212008	白樺ハイランド	大門川	白樺沢２
52	34212009	白樺ハイランド	大門川	白樺沢１
53	34213001	古町	依田川	北古屋沢２
54	34213002	長久保	依田川	仙ノ倉沢
55	34213003	大門	大門川	望地沢
56	34213004	大門	大門川	カクレバサマ沢
57	34213005	大門	大門川	大門沢
58	34213006	追分	大門川	追分沢２
59	34213007	追分	大門川	追分沢１
60	34711001	中組	依田川	青原沢
61	34711002	中組	依田川	中組沢
62	34711003	中組	依田川	下和田下西山
63	34711004	上組	依田川	下の山沢川２
64	34711005	上組	依田川	下の山沢川１
65	34711006	上組	依田川	上の山沢川
66	34711007	原	依田川	日向２
67	34711008	原	依田川	日向１
68	34711009	原	依田川	唐沢川２
69	34711010	原	依田川	唐沢川１
70	34711011	原	依田川	クルミ沢２
71	34711012	原	依田川	クルミ沢１
72	34711013	新田	依田川	狐穴沢
73	34711014	鍛冶足	依田川	下鍛冶足沢
74	34711015	鍛冶足	依田川	北沢川
75	34711016	鍛冶足	依田川	板取沢
76	34711017	野々入	追川	ホドノ入川
77	34711018	野々入	依田川	野々入沢
78	34711019	唐沢	依田川	小日向沢

番号	渓流番号	字名	河川名	渓流名
79	34711020	男女倉	依田川	本沢
80	34711021	男女倉	依田川	沢の畑
81	34712001	新田	依田川	大多沢
82	34712002	久保	依田川	久保沢
83	34712003	上和田	依田川	上和田沢
84	34712004	男女倉	男女倉沢川	男女倉沢
85	34712005	男女倉	依田川	男女倉沢
86	34712006	男女倉	依田川	ツチヤ沢
87	34712007	東餅屋	依田川	東餅屋沢
88	34713001	芹沢	依田川	小水沢
89	34713002	芹沢	依田川	中水沢
90	34713003	野々入	追川	野々入川
91	34713004	大出	依田川	赤倉沢
92	34713005	唐沢	依田川	小日向沢
93	34713006	唐沢	依田川	上和田沢

３－９　盛土にかかる点検箇所

点検番号	位置			関係法令（※）（該当する場合は○）								
	大字字番地	緯度	経度	Y	R	土危	砂防指定地	(地)区域	(急)区域	大規模盛土	保安林	その他
1	古町字大仙石 1921 番ほか	36.28467	138.2765									
2	古町字千人塚 1732-2 ほか	36.29128	138.2683									
3	古町字岡森 3046-1 ほか	36.2755	138.2815									
4	和田字入細尾原 3940-23 ほか	36.18739	138.2186									
5	古町字滝ノ沢 日影田 1976-2	36.28655	138.2677									
6	和田字塩ノ入 3343-1	36.19342	138.1992									
7	和田字古屋敷 5594-1	36.20396	138.2025	○		○						

※：Y＝土砂災害警戒区域（区域の範囲外でも、区域の上流に盛土がある場合は該当）、R＝土砂災害特別警戒区域、土危＝土石流危険渓流、(地)区域＝地すべり防止区域、(急)区域＝急傾斜地崩壊危険区域、大規模盛土＝大規模盛土造成地

４　水防に関する資料

４－１　信濃川水系水位観測所

所　属	観測所名	河川名	位　　置	備　　考
長和町	立岩	依田川	小県郡長和町古町	テレメーター
長和町	立岩下の橋	依田川	小県郡長和町古町	危機管理型水位計
長和町	大和橋	依田川	小県郡長和町大門	危機管理型水位計
長和町	大内橋	依田川	小県郡長和町	危機管理型水位計
長和町	古町橋	依田川	小県郡長和町古町	危機管理型水位計

４－２　水防倉庫所在地

名　　称	位　　置	竣工年月	備考
長久保	長久保グランド横	平３．３	
古町	古町不動沢ダム左岸	平４．２	
立岩	立岩公民館横	昭 54.10	
長和（下和田）	中組　第６分団中組詰所横	平２．３	

４－３　ため池

場　　所	名　　称	容量（㎥）	備考
長和町古町字滝ノ沢	滝ノ沢１号池	3,900	
長和町古町字滝ノ沢	滝ノ沢２号池	4,200	
長和町長久保字深山	深山１号池	2,100	
長和町長久保字深山	深山２号池	300	防災重点ため池
長和町和田野々入	夜の池	2,000	

４－４　水防上重要なダム、水門の操作

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	備考
依田川	一級	青原堰	長和町和田上立場	青原区長	青原区長	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合手動式巻揚扉門操作	
依田川	一級	水沢えん堤	長和町和田字昆沙免	中部電力パワーグリッド（株）（上田支社）	長野電力センター土木課	中部電力管理要領による	026-241-1886
依田川	一級	円通寺頭首工	長和町長久保	長和町長	土木専門委員	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合手動式巻揚扉門操作	
依田川	一級	中島頭首工	長和町長久保	長和町長	土木専門委員		
依田川	一級	沢田水門	長和町長久保	長和町長	土木専門委員		
依田川	一級	大石水門	長和町長久保	長和町長	土木専門委員		
依田川	一級	古町上堰頭首工	長和町和田青原	長和町長	土木専門委員		
依田川	一級	古町下堰頭首工	長和町長久保	長和町長	土木専門委員		
依田川	一級	上立岩頭首工	長和町古町立岩	長和町長	土木専門委員		
大門川	一級	中堰頭首工	長和町大門東沢	長和町長	土木専門委員	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合手動式巻揚扉門操作	
大門川	一級	大門川えん堤	長和町大門日山	中部電力パワーグリッド（株）（上田支社）	長野電力センター土木課	中部電力管理要領による	026-241-1886
大門川	一級	大石頭首工	長和町大門岩井	長和町長	土木専門委員	協定なし　慣行により大雨洪水注意報の場合手動式巻揚扉門操作	

４－５　重要水防区域

（１）県の管理河川

河川名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長（m）	箇所数	場所（目標）	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
依田川	一級	左	A	100	1	立岩上の橋下流	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し 蛇籠
		右	B	70	1				
依田川	一級	右	B	100	1	古町五反田橋下流	2.5	無堤地 決壊	牛枠
依田川	一級	左	B	600	1	大内橋～古町橋	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し
		右	B	300	1				
依田川	一級	左	B	230	1	古町一文字堤防	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	牛枠
依田川	一級	右	B	200	1	沢田水門	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	蛇籠布せ
依田川	一級	左	B	200	1	武石川合流点上流	2.5	護岸（堤防）老朽 決壊	木流し
大門川	一級	左	A	100	1	落合橋上流	2.5	護岸（堤防）老朽 決壊	漏水
大門川	一級	左	A	550	1	入大門	2.5	護岸（堤防）高不足 越水	木流し 牛枠
		右	A	800	1				
大門川	一級	左	B	100	1	相馬川原の築堤	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し 牛枠
大門川	一級	左	B	100	1	一の橋上流	2.5	堤防高不足 越水	積土俵
大門川	一級	右	B	50	1	向橋上流	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し
大門川	一級	左	B	300	1	大門強清水	2.5	無堤地 土砂崩壊	木流し
依田川	一級	左	A	200	1	和田橋上下流	2	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	左	A	50	1	天王橋上流	2	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	左	A	70	1	上立場橋上流	2.5	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	左	A	100	1	上小えのき茸種苗センター東	2	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	左	A	400	1	二の橋上流	2	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し
依田川	一級	左	A	20	1	深山口橋下流	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し
依田川	一級	右	A	50	1	深山口橋上流	2.5	護岸（堤防）弱体 決壊	木流し
依田川	一級	左	A	300	1	若宮八幡社裏	2.5	堤防高不足 越水	積土俵

河川名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長（m）	箇所数	場所（目標）	予想される水位（m）	区分と予想される危険	水防工法
依田川	一級	右	A	100	1	中村橋下流	2.5	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	右	A	100	1	中村橋上流	2.5	堤防高不足 越水	積土俵
依田川	一級	右	A	120	1	芹沢橋下流	2	護岸等の決壊	木流し
依田川	一級	右	A	80	1	芹沢橋上流	2	護岸等の決壊	木流し
依田川	一級	右	A	50	1	水沢橋下流	2	堤防高不足 決壊	積土俵
依田川	一級	右	A	200	1	大多沢橋上流	2	護岸の決壊	木流し
		左	A	150	1				
依田川	一級	左	A	400	1	大多沢橋下流	2	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	右	A	150	1	荒井橋上流	2	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	左	A	200	1	荒井橋下流	2	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	左	A	150	1	桂の木地籍	1.3	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	右	B	210	1	細尾橋上流西木戸	2	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	右	B	130	1	細尾橋下流	1.8	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	右	B	120	1	天王橋上流	2.5	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	左	B	30	1	天王橋下流	2.5	護岸の決壊	木流し
		右	B	30	1				
依田川	一級	右	B	200	1	大出橋上発電所	2.5	無堤地 土砂崩落	木流し
依田川	一級	左	B	340	1	松沢橋上流～大出川	2.5	護岸の決壊	木流し
依田川	一級	左	B	250	1	矢崎	1.5	護岸の決壊	木流し
追川	一級	左	A	100	1	野々入	1.5	護岸の決壊	木流し
追川	一級	右	B	80	1	稲荷橋下流	3	堤防高不足 越水	積土俵
五十鈴川	一級	左	A	150	1	長久保五十鈴橋上下流	1.5	無提地 決壊	木流し
		右	A	150	1				

（２）町の管理河川

河川名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長（m）	箇所数	場所（目標）	予想される水位（m）	区分と予想される危険	水防工法
赤沢川	普通	左	B	200	1	依田川合流点上	1	堤防高不足 越水	積土俵
		右	B	200	1				
赤沢川	普通	左	B	50	1	上堰放流口下	1	護岸（堤防）高不足 越水	積土俵
		右	B	50	1				
不動沢川	普通	左	B	200	1	依田川合流点上	1	堤防高不足 越水	積土俵
		右	B	200	1				
小茂沢川	普通	右	A	100	1	新屋部落上	1	護岸（堤防）老朽決壊	木流し
戸蔭沢川	普通	左	B	50	1	戸蔭沢堤下	1.5	護岸（堤防）弱体決壊	木流し
		右	B	50	1				
楡木川	普通	左	B	50	1	大門保育所前上下流	1	護岸（堤防）弱体決壊	積土俵
		右	B	50	1				
山宮川	普通	左	B	100	1	長久保新町	1	護岸（堤防）弱体決壊	木流し
		右	B	100	1				
滝の沢川	普通	左	B	60	2	古町日影田	1.5	無堤地 土砂流出	木流し
		右	B	60	2				
松沢川	普通	右	A	50	1	鍛治足	1.5	護岸等の決壊	木流し
孤穴沢	普通	左	A	500	1	久保集落内	1.5	護岸（堤防）弱体決壊	木流し
		右	A	500	1				

５　ライフラインに関する資料

５－１　長和町上水道・水源地

旧簡易水道名	水源地名	水源水量（ℓ／分）
長門簡易水道	古町	625
	入大門	505.5
和田簡易水道	本沢	2,038.20
	野々入	208.3
	スゲノ沢	29.9
	美ヶ原高原郷	40.3
滝ノ沢簡易水道	滝ノ沢	37.5
鷹山簡易水道	鷹山第１（浅井戸）	138.9
	鷹山第２（浅井戸）	395.8
学者村簡易水道	大呂出	652.1
美し松簡易水源	美し松	850.7
小茂谷簡易水道	小茂谷深井戸	100
姫木平簡易水道	姫木平第１	779.9
	姫木平第２	1,838.20
	姫木平第３	737.5
強清水簡易水道	白樺ハイランド	106.9
	りんどうの郷第１	29.9
	りんどうの郷第２	34
	りんどうの郷第３	300

５－２　配水池・湧水

（１）配水池

番号	配　水　池　名	容　積（m3）
1	長久保低区配水池	311
2	長久保高区配水池	50
3	学者村第１配水池	280
4	学者村第２配水池	162
5	学者村第３配水池	180
6	古町中央配水池	384
7	滝ノ沢配水池	14.4
8	青原配水池	324
9	入大門配水池	187.2
10	窪城配水池	253.5
11	強清水配水池	200
12	小茂ヶ谷配水池	48
13	りんどうの郷配水池	100
14	ふれあいの郷配水池	45
15	鷹山配水池	211.3
16	鷹山スキー場配水池	24
17	美し松配水池	420
18	姫木平中区配水池	621
19	姫木平高区配水池	160
20	男女倉配水池	448
21	唐沢分水槽	60
22	南部第１配水池	88
23	南部第２配水池	288
24	上組第１配水池	202.5
25	上組第２配水池	192
26	東部配水池	245
27	野々入配水池	54
28	スゲノ沢配水池	37.5
29	久保配水池	85
30	美ヶ原高原郷配水池	36

（２）湧　水

湧　水　名	所　在　地	湧水量（ℓ／分）
滝ノ沢湧水	古町　字滝ノ沢	92
芹沢湧水	長久保　字芹沢	113
黒耀の水	和田　字男女倉	90
接待の水	和田　字深沢	10

６　危険物に関する資料

６－１　危険物施設数

区　　分		施　設　数
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	13
	地下タンク貯蔵所	8
	移動タンク貯蔵所	7
取扱所	給油取扱所	6
	一般取扱所	4
計		39

６－２　危険物事業所一覧

（１）屋外タンク貯蔵所

名称	設置場所	連絡先	名称	設置場所	連絡先
高見沢砕石㈱	長和町 長久保 13	68-2011	(有)美ヶ原高原 ホテル	長和町 和田 5101-1	86-2011
五味レジャー産業㈱	長和町 大門 3518-1970	68-2474	山本小屋 ふる里館	長和町 和田 5101-1	86-2311
㈱アンダーマット	長和町 大門 3518-2546	69-2001	和田宿温泉 ふれあいの湯	長和町 和田 4330-5	88-0001
JA サービス 和田備蓄	長和町 和田 1299-4		東邦パーライト ㈱	長和町 和田 3471	88-2552
信州うえだ 農業協同組合	長和町 和田 1299-18	25-8080	(有)三坂組 鉱業所	長和町 和田 5384	

（２）地下タンク貯蔵所

名称	設置場所	連絡先	名称	設置場所	連絡先
依田窪老人保健施設　いこい	長和町 古町 3365-5	68-0281	長門温泉 やすらぎの湯	長和町 古町 2436-1	68-2601
国保依田窪病院	長和町 古町 2857	68-0281	株式会社 塩沢産業	長和町 大門 3451	63-6155
長和町 姫木平自然の家	長和町 大門 3515-29	69-2417	和田コミュニティセンター	長和町 和田 4233-1	41-6123
ペンション サルモニダエ	長和町 大門 3643-14	69-2040			

（３）移動タンク貯蔵所

名称	設置場所	連絡先	名称	設置場所	連絡先
㈱武重商会	長和町 長久保 2456-3	68-2586	株式会社 綿屋商会	長和町 大門 118-3	68-2458
株式会社 塩沢産業	長和町 大門 3451	63-6155	五味レジャー産業㈱	長和町 大門 3518-1970	68-2474
㈱ビーナス石油	長和町 和田 241-2	88-2157			

（４）給油取扱所

名称	設置場所	連絡先	名称	設置場所	連絡先
JR バス関東㈱	長和町 長久保 555	68-2106	㈱武重商会	長和町 長久保 2456-3	68-2586
㈱ビーナス石油	長和町 和田 241-2	88-2157	㈱JA サービス 和田給油所	長和町 和田 1353-2	88-2533
株式会社 綿屋商会	長和町 大門 118-3	68-2458	五味レジャー産業㈱	長和町 大門 3518-1970	68-2474

（５）一般取扱所

名称	設置場所	連絡先	名称	設置場所	連絡先
長和町立 長門小学校	長和町 長久保 410	68-2004	株式会社 塩沢産業	長和町 大門 3451	63-6155
五味レジャー産業㈱	長和町 大門 3518-708	68-2474	JA サービス 和田備蓄	長和町 和田 1299-4	

７　避難に関する資料

７－１　要配慮者利用施設一覧表

＊要配慮者利用施設の定義：要配慮者が常時もしくは長時間利用する施設

通番	区　分	施　　設　　名	番　　地	電話番号	土砂災害警戒区域内浸水想定区域内
1	全般	依田窪病院	古町 2857	68-2036	○
2		依田窪病院付属和田診療所	和田 2872	88-2020	○
3	高齢者	デイサービスセンター長門	古町 3365-7	68-0226	○
4		大門の家	大門 1531	41-2123	○
5		デイサービスセンター和田	和田 1492	88-0077	○
6		グループホーム和田	和田 1482-2	88-0088	○
7		依田窪老人保健施設「いこい」	古町 3365-5	68-0281	○
8		長和町高齢者生活福祉センター「ほほえみ」	和田 1492	88-0077	○
9	障がい者	山の子学園共同村	古町 2803	71-5123	○
10		生活介護事業「和いわい」	古町 2803	71-7925	○
11		大石荘	長久保 2223-33	68-3166	○
12		中町荘	古町 3959-5	68-3354	○
13		グループホームよとまり	大門 110-2	68-3360	○
14		グループホームおちあい	大門 110-2	68-2893	○
15	障がい者等	ワークステーションながわ	古町 2803	71-7918	○
16	児童生徒等	依田窪病院内あすなろ保育園	古町 3365-2	68-3972	
17		ながと保育園	長久保 507-1	68-2372	○
18		和田保育園	和田 1792	88-2113	○
19		長門小学校	長久保 410	68-2004	○
20		和田小学校	和田 1664	88-2004	○
21		長門ふれあい館	長久保 457-1	68-4400	○
22		和田学童保育	和田 1482-2	88-3069	○

※要配慮者利用施設への警戒情報等の伝達は、電話、メール、ＦＡＸ、防災行政無線（同報系）、ＣＡＴＶ、音声告知端末、広報車等の手段を複数組み合わせ確実に実施する。

７－２　避難所及び緊急避難場所一覧表（地区別一時避難場所）

災害対策基本法の改正に伴い、各避難所を災害（洪水、崖崩れ・土石流及び地すべり、地震、大規模な火災）の種類ごとに、その災害の避難に適し、一時的に避難するための施設を指定したものであり、災害ごとの適否については、以下のとおり判断する。

また、資料６－２のうち、適している施設を緊急避難場所とする。

（１）洪水（大雨による浸水被害）

ハザードマップから、浸水被害のおそれがない区域の避難所とする。

（２）土砂（崖崩れ、土石流及び地すべり）

土砂災害警戒区域外の避難所とする。

（３）地震

新耐震基準もしくは耐震改修済の建築物とする。

（４）火事

大規模な火災時の指定緊急避難場所は、資料７－５の公園、グランド、学校校庭等の広域避難地とする。

地区	施　設　名	所在地	建築年	面積（㎡）	収容人員（人）	洪水	土砂	地震
古町	立岩構造改善センター	古町 1353-1	H3	295	98	○	×	○
	沖公民館	古町 365-1	H7	72	22	×	○	○
	上立岩コミュニティー施設	古町 1048-12	H11	63	16	×	○	○
	有坂公民館	古町 659	H15	264	88	○	×	○
	滝の沢集落センター	古町 2070-1	S60	104	20	○	×	○
	五反田公民館	古町 2899-3	S62	94	25	×	×	○
	桜町公民館（古町生活改善センター）	古町 2772-1	S57	132	44	×	○	○
	北古屋公民館	古町 3770	S62	99	33	×	×	○
	下町集会施設	古町 3871-3	H20	63	24	×	○	○
	中町集会場	古町 4123-1	S63	103	22	×	○	○
	古町転作促進研修センター	古町 3902-1	S55	279	93	×	○	○
	上町集会施設	古町 4063-5	S63	97	26	×	×	○
	学者村第３期管理事務所：℡68-3729	古町 2961-73	S53	89	29	○	×	×
長久保	長門小学校体育館：℡68-2004	長久保 410	S49	497	165	○	×	○
	長門柔剣道場	長久保 455	H5	549	183	○	×	○
	長久保屋内ゲートボール場	長久保 455	H5	543	181	○	×	○
	長久保 11 区集会施設	長久保 1718-1	H23	52	14	○	×	○
	長久保 12 区農業生活施設	長久保 2072-2	H3	66	19	○	×	○
	長久保 13 区集会場	長久保 2223-65	H2	81	27	○	×	○
	長久保 14.15 区集会施設	長久保 150-128	H10	66	19	○	○	○
	学者村総合管理センター：℡68-2906	長久保 885-3		165	55	○	○	○
大門	四泊・落合公民館	大門 36-2	H4	159	53	×	×	○
	新屋公民館	大門 435	S62	78	26	×	○	○

地区	施　設　名	所在地	建築年	面積（㎡）	収容人員（人）	洪水	土砂	地震
	岩井公民館	大門 622-1	S60	77	25	×	○	○
	窪城多目的集会施設	大門 1465-1	S58	136	45	○	×	○
	大門屋内ゲートボール場	大門 1519-1	H3	465	155	○	○	○
	強清水集会施設	大門 3393-56	H6	42	13	○	×	○
	小茂谷公民館	大門 3422-1	H7	91	26	○	×	○
	美し松ハイランド管理事務所 ：℡69-2732	大門 3527-6	S49	109	36	○	○	×
	長門緑地等管理中央センター ：℡60-2733	大門 3625-10	S63	1,251	101	○	×	○
	鷹山集会施設	大門 3592-4	S60	74	25	○	○	○
	ふれあいの郷管理事務所：℡69-2541	大門 3520-1	S62	145	48	○	○	○
和田	青原公民館	和田 238-7	H2	238	79	×	○	○
	中組公民館	和田 555-6	H25	207	69	×	○	○
	上組公民館	和田 922-2	S53	442	147	×	×	○
	原公民館	和田 1627	S50	233	77	○	×	○
	新田公民館	和田 1499-1	S53	235	78	○	×	○
	橋場公民館	和田 1525-8	H26	216	72	×	×	○
	仮宿公民館	和田 2555-6	H2	231	77	○	×	○
	久保公民館	和田 2505-1	S57	277	92	○	×	○
	野々入公民館	和田 5638-4	S52	164	54	○	○	○
	下町公民館	和田 2657	S52	246	82	○	○	○
	上町公民館	和田 2803	S50	210	70	○	○	○
	鍛治足公民館	和田 3172-1	S63	374	124	○	×	○
	大出公民館	和田 3794	S56	265	88	×	○	×
	唐沢公民館	和田 3461-3	S52	147	49	○	×	×
	男女倉公民館	和田 5309-143	H21	145	48	○	×	○
	旭ヶ丘公民館	和田 1672-11	S60	144	48	○	×	○
	湯遊パーク屋内ゲートボール場 ：℡88-0003	和田 4295-1	H6	1,983	289	○	○	○
	和田女性・若者等活動促進施設 ：℡88-0111	和田 2884-1	H14	504	168	×	○	○
	美ヶ原高原郷別荘管理棟：℡88-2167	和田 5714-68	S52	80	26	○	○	×

７－３　指定避難所一覧表（広域避難施設）

施　設　名	所在地	電話番号	収容人員	洪水	土砂	地震
古町コミュニティーセンター	古町 2803	71-5123	100	△	○	○
長門ふれあい館	長久保 457-1	68-4400	200	○	△	○
長門町民体育館	長久保 455	68-2127	805	○	△	○
長門老人福祉センター	長久保 1699	68-3105	496	○	△	○
町民センター集会ホール	長久保 1699	68-3105	236	○	△	○
大門基幹集落センター	大門 1164-1	68-2151	130	○	△	○
入大門センター	大門 2651	5555 有線	146	○	△	○
姫木コミュニティーセンター	大門姫木平 3518-1146	69-2911	99	○	○	○
和田コミュニティーセンター	和田 4253-1	41-6123	503	○	○	○
和田小学校（体育館）	和田 1664	88-2004	196	○	△	○
長和町役場和田支所	和田 2872	88-2345	154	○	○	○
湯遊パーク体育館	和田 4300-1	88-0002	661	○	○	○

７－４　福祉避難所一覧表（緊急受入施設）

施　設　名	所　在　地	電話番号	収容人員
老人保健施設いこい	古町 3365-5	68-0281	
デイサービスセンター長門	古町 3365-7	68-0226	
デイサービスセンター和田	和田 1492	88-0077	
小規模ケア施設「大門の家」	大門 1531	41-2123	
山の子学園共同村	古町 2803	71-5123	
グループホーム和田	和田 1482-2	88-0088	

７－５　指定緊急避難場所一覧表

施　設　名	所　在　地	電話番号
古町グラウンド	古町 2803	68-3111
マルメロの駅ながと（道の駅）駐車場	古町 2642-3 他	68-0281
長久保グラウンド	長久保 544	68-2127
長門小学校校庭	長久保 410	68-2127
大門グラウンド	大門 1551	68-2127
たかやまスキー場駐車場	大門 3652	41-2068
エコーバレースキー場駐車場	大門 3518-2787	60-2001
和田宿ステーション（道の駅）駐車場	和田 2884-1 他	88-0008
和田支所駐車場	和田 2872	88-2345
和田老人福祉センター駐車場	和田 1482-3	88-3069

※緊急消防援助隊集結場所を、和田宿ステーション（道の駅）駐車場とする。和田宿ステーション（道の駅）駐車場が使用できない場合は、マルメロの駅ながと（道の駅）とする。

７－６　応急仮設住宅建設予定地一覧表

施　　設　　名	所　在　地	電話番号
古町グラウンド	古町 2803	68-2127
大門グラウンド	大門 1551	68-2127

７－７　避難指示等発令の判断基準例

（１）避難指示等発令の判断基準例（河川の氾濫の場合）

区分	判　断　基　準
【対象地域の考え方】 ○洪水ハザードマップの浸水想定区域が基本 ○避難情報は水害の可能性のある範囲全体を対象に発令する。 （「立ち退き避難が必要な区域」か「屋内安全確保の区域」かにより、それぞれの避難行動が異なる。） ○立ち退き避難が必要な区域 ・堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合を想定し、堤防に沿って一定の幅の区域。 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね0.5mを超える区域の平屋家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、浸水深が概ね1.5m～３mを超える区域の２階建て家屋 ・堤防の決壊等で氾濫した場合、氾濫水が行き止まるなどして長期間深い浸水が続くことが想定される区域（命の危険の脅威はないが、長期間の浸水家屋内の孤立が生じるため、立ち退き避難をする。） ・河川の氾濫域内の地下、半地下の空間や建物	
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）に到達したと発表された場合 ・依田川立岩水位観測所：避難判断水位2.80m ２：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル２水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・依田川立岩水位観測所：氾濫注意水位2.40m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が出現した場合 ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ４：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で町内河川に「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」が表示された場合 ５：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）により、町域内に「警戒（赤）」が表示された場合 ６：警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ※２については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。
【警戒レベル４】 避難指示	１：次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（警戒レベル４水位）に到達したと発表された場合 ・依田川立岩水位観測所：氾濫危険水位3.20m ２：次の水位観測所の水位が避難判断水位（警戒レベル３水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ・依田川立岩水位観測所：避難判断水位2.80m ①上記の上流の水位が急激に上昇している場合 ②洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が出現した場合 ③上記の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ３：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合

区分	判　断　基　準
	４：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「危険（紫）［警戒レベル４相当］」が表示された場合 ５：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「危険（紫）」が表示された場合 ６：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ７：警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ※夜間・未明であっても、１～５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４避難指示を発令する。 ※２については、河川の状況に応じて①～③のうちから、適切な方法を一つ又は複数選択すること。 ※６については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下の１～５のいずれかに該当する場合が 考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 （災害が切迫） １：次の水位観測所の水位が、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している場合 ・依田川立岩水位観測所 ２：洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で、町内河川に「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」が表示された場合 ３：浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）で、町域内に「災害切迫（黒）」が表示された場合 ４：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ５：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する） ６：町に大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 （災害発生を確認） ７：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合） ※１～６を理由に警戒レベル５緊急安全確保を発令済みの場合、７の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

（２）避難指示等発令の判断基準例（土砂災害の場合）

区分	判　断　基　準
【警戒レベル３】 高齢者等避難	１：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）が発表され、かつ土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）［警戒レベル３相当］」となった場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル３「高齢者等避難」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ３：警戒レベル３「高齢者等避難」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令） ※土砂災害の危険度分布は最大２～３時間先までの予測である。このため、上記の１において、高齢者等の避難行動の完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、土砂災害の危険度分布の格子判定が出現する前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報［土砂災害］）の発表に基づき警戒レベル３高齢者等避難の発令を検討する。
【警戒レベル４】 避難指示	１：土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル４「避難指示」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険（紫）［警戒レベル４相当］」となった場合 ３：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ４：警戒レベル４「避難指示」の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令 ５：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合 ※夜間・未明であっても、１～２又は５に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル４「避難指示」を発令する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	（災害が切迫） １：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報［土砂災害］）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル５「緊急安全確保」の発令対象区域は適切に絞り込むこと） ２：土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫（黒）［警戒レベル５相当］」となった場合 （災害発生を確認） ３：土砂災害の発生が確認された場合 ※１又は２を理由に警戒レベル５「緊急安全確保」を発令済みの場合、３の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル５「緊急安全確保」を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。

区分	判　断　基　準
注意事項	●避難情報の発令に当たっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼するほか、国、県に対し解除の助言を求める。

８　輸送に関する資料

８－１　災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点

No,	所在地		ヘリポート等の名称	施設管理者又は占有者	施設規模	広さ(m)		面積(m2)
	市町村名	住所				長さ	幅	
H 拠 1	長和町	長久保 554	長久保ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長和町長	中型	90	85	7,650
H 拠 2	長和町	和田 4291-1	湯遊ﾊﾟｰｸｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長和町長	大型	100	150	15,000
1	長和町	大門 1551	大門ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長和町長	小型	80	70	5,600
2	長和町	古町 2803	古町ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	長和町長	小型	80	70	5,600
3	長和町	長久保 428-1	長門小学校校庭	学校長	中型	85	100	8,500
4	長和町	和田 1664	和田小学校校庭	学校長	小型	58	70	4,060
5	長和町	和田 1655-1	和田中学校校庭	長和町長	小型	82	45	3,690
物拠 1	長和町	長久保 455	町民体育館	長和町長	―	45	35	1,575
物拠 2	長和町	和田 4300-1	湯遊ﾊﾟｰｸ体育館	長和町長	―	47	35	1,645

※「H 拠 1」：災害対策用ヘリポートのうち「拠点ヘリポート」

※「1」：災害対策用ヘリポートのうち「その他のヘリポート」

※「物拠 1」:「物資輸送拠点」

９　災害支援制度に関する資料

９－１　災害支援制度一覧

（１）長和町災害支援制度

災害時における長和町の災害支援制度は次のとおりである。

No.	項　　目	支援内容	該当要件	問合先　TEL
1	罹災証明	罹災証明書の発行	災害により被害を受けた方（床上・床下浸水等、町が確認したもの）	総務課 税務係 75-2063
2	町県民税	町民税・県民税の減免 町民税・県民税の雑損控除	災害により被害を受けた方（一定の要件を満たす方）	総務課 税務係 75-2063
3	固定資産税	固定資産税の減免	災害により被害した土地、家屋、償却資産（一定の要件を満たす方）	総務課 税務係 75-2063
4	軽自動車税	軽自動車税の減免	災害により被害した軽自動車等（一定の要件を満たす方）	総務課 税務係 75-2063
5	町税・国保税等の納付	納税相談による徴収猶予及び分割納付	家屋・資産の被災により町税等の納付が困難な方	総務課 税務係 75-2063
6	諸証明手数料	所得証明、納税証明、法人に関する証明、土地・家屋関係証明等の手数料の免除 住民基本台帳、外国人登録法、戸籍関係証明書手数料の免除	被災による保険請求や融資等を受けるため、諸証明の提出が必要な場合で、罹災証明書の交付を受けた方	総務課 税務係 75-2063 町民福祉課 窓口係 75-2046
7	消毒に対する支援	石灰・逆性石鹸など消毒剤の配布	災害により被害を受けた方	町民福祉課 生活環境係 75-2046
8	ゴミ処理手数料	ゴミ処理手数料の減免	災害により被害を受けた方	町民福祉課 生活環境係 75-2046
9	災害見舞金	災害により建物又は人的被害を被った世帯に見舞金を支給する。	災害により被害を受けた方	総務課 総務係 75-2040
10	介護給付費等	障害者自立支援法による介護給付等利用者負担額の減免・免除	災害により被害を受けた方	町民福祉課 福祉係 75-2046

No.	項　　目	支援内容	該当要件	問合先　TEL
11	特別児童扶養手当等（特別障害者手当等を含む）	支給制限の免除	災害により被害を受けた方（一定の要件を満たす方）	町民福祉課 福祉係 75-2046
12	介護保険料	介護保険料の減免	災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方	町民福祉課 保険係 75-2046
13	健康相談	訪問等による健康相談	災害により被害を受けた方	町民福祉課 高齢者支援係 75-2046 こども・健康推進課 健康づくり係 68-3494
14	国民健康保険税	国民健康保険税の減免	災害により被害を受けた方（一定の要件を満たす方）	町民福祉課 保険係 75-2046
15	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料の減免	災害により被害を受けた方（一定の要件を満たす方）	町民福祉課 保険係 75-2046
16	保育料	保育料の減免	児童の属する世帯の居住する家屋が災害により損害を受け、保育料の負担が困難になった場合	こども・健康推進課 子育て支援係 75-2045
17	児童扶養手当	児童扶養手当の受給（所得制限が適用外）	災害による住宅、家財の損失により、所得の減少が見込まれる場合。ただし、災害特例の適用を受けた場合において、損害を受けた年に所定以上の所得を有しているとわかったときは、災害特例の対象となった期間の手当の全部又は一部を返還することとなる。	こども・健康推進課 子育て支援係 75-2069
18	中小企業融資斡旋 （県制度）	災害復旧に必要な設備資金、運用資金の貸付	災害により被災し、罹災証明を受けた中小企業者	産業振興課 商工観光係 75-2047
19	上下水道料金	災害に伴い、平月使用量よりも増加した部分の上下水道料金の減免	災害家屋の上下水道契約者で、使用水量が町で定める基準により増加している場合	建設水道課 上下水道係 75-2049

（２）長和町以外の災害支援制度

No.	項　目	支 援 内 容	該当要件	問合先
1	県税	個人・法人の県民税、法人事業税、個人事業税・不動産取得税・自動車税・自動車取得税、固定資産税、その他の減免、徴収猶予等	災害により被害を受けた方 （一定の要件を満たす方）	上田地域振興局 税務課 25-7117 要罹災証明（写しで可）
2	中小企業者経営健全化支援資金	災害により被災された中小企業者への支援資金	災害により被害を受けた中小企業者 （一定の要件を満たす方）	上田地域振興局 商工観光課 25-7140 要罹災証明（写しで可）
3	被害農林漁業者に対する融資	災害により被災された農林漁業者への経営資金融資	市長村長の認定を受けた被害農林漁業者	上田地域振興局 農業農村支援センター 25-7125 要罹災証明（写しで可）
4	災害復興住宅融資	住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資	地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている方	住宅金融支援機構 0120-086-353 要罹災証明（写しで可）
5	生活福祉資金	総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金	災害により被害を受けた失業者、低所得、高齢者、障がい者世帯等 （一定の要件を満たす方）	長和町社会福祉協議会 88-3069
6	長野県母子寡婦福祉資金	事業開始資金、事業継続資金、修学資金（一般分）、修業資金各種学校、就学支度金、技能習得資金、生活資金、医療介護資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金	連帯保証人の設定や所得要件の条件あり	上田保健福祉事務所福祉課 25-7122

９－２　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和５年４月１日現在

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	〈基本額〉 避難所設置費 １人１日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 2. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合おいて、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。			法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅)	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	1. 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2. 基準額 １戸当たり 6,775,000円以内 3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1. 原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は2年以内
(賃貸型応急住宅)		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	1. 規模 建設型応急住宅に準じる。 2. 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供	1. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できな	被災者が直ちに食することができる現物によるもの	１人１日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
	い者				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 被服、寝具及び身の回り品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	現物給付に限ること

区　分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

医療	医療の途を失った者に対して、応急的に処置するもの	1. 診察 2. 薬剤又は治療材料の支給 3. 処置、手術その他の治療及び施術 4. 病院又は診療所への収容 5. 看護	1. 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 分べんの介助 2. 分べん前および分べん後の処置 3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は慣行料金の80/100以内の額	分べんした日から7日以内	

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの	１世帯当り 50,000 円以内	災害発生の日から10 日以内	
（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）	1. 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分	1. 下記 2. 以外 １世帯当り 706,000 円以内 2. 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 １世帯当り 343,000 円以内	災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヵ月以内）	現物をもって行うこと
生業に必要な資金	住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用	生業費 １件当り 30,000 円以内 就職支度費 １件当り 15,000 円以内	災害発生の日から１か月以内	1. 生業の見込みが確実な具体的事業計画あり、償還能力のあるものに対して貸与 2. 貸与期間は 2 年以内 3. 無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。	1. 教科書 2. 文房具 3. 通学用品	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は１人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） １か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	現物をもって行うこと

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う	1. 棺（附属品を含む。） 2. 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3. 骨つぼ及び骨箱	１体当たり 大人（12 歳以上） 219,100 円以内 小人（12 歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10 日以内	
死体の捜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための の機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2. 死体の一時保存 3. 検案	1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 １体当たり 3,500 円以内 2. 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費。 既存の建物を利用できない場合 １体当たり 5,500 円以内 3. 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10 日以内	1. 検案は原則として救護班で行う。 2. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等	市町村内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上賃	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給	救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
	5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分				
	避難者の避難に係る支援	救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			
実費弁償	令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当	救助に関する業務に従事させた常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	
		時間外勤務手当	職種ごとに、上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内		
		旅費	職種ごとに、上記に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内		
	令第4条第5号から第10号までに規定する者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100の額を加算した額以内		
救助事務費		1.時間外勤務手当 2.賃金職員等雇上費 3.旅費 4.需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。） 5.使用料及び賃借料 6.通信運搬費 7.委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1.3千万円以下の部分の金額については10/100 2.3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については9/100 3.6千万円を超え1億円以下の部分	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

救助の種類	対象	支出できる費用	費用の限度額	期　間	備　考
			の金額については8/100 4.1億円を超え2億円以下の部分の金額については7/100 5.2億円を超え3億円以下の部分の金額については6/100 6.3億円を超え5億円以下の部分の金額については5/100 7.5億円を超える部分の金額については4/100		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

９－３　住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成 13 年６月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和２年３月）及び改正被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）に基づき実施する。

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊)」の５区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和２年 12 月４日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊)」の６区分となった。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊（世　帯）	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が 30%以上 40%未満又は損壊割合が 30%以上 50%未満の被災世帯
半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準　半　壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年４月１日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和２年 12 月４日改正）第２条第２号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和２年３月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当))」による。（令和２年３月末時点）

１０　原子力災害に関する資料

10－１　原子力防災の基礎用語

用　　語	説　　明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても 131I が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
ＥＡＬ	緊急時対応レベル（Emergency Action Level）。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
ＯＩＬ	運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OIL は、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、モニタリング等の結果を踏まえ、OIL に基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常の生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、地方自治体の災害対策本部などが情報を共有しながら連携のとれた応急措置等を講じていくための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）を指定することになっている。現在全国で 21 ヵ所暫定指定されている。オフサイトセンターには、文部科学省及び経済産業省の原子力防災専門官が駐在している。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。
原子力規制委員会	原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の事故を受け、規制部門を分離して強化することを目的に、平成 24 年９月 19 日に環境省の外局に設置された組織である。 原子力規制委員会は委員長と４名の委員で構成され、事務局として原子力規制庁が設けられている。 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全

用　　語	説　　明
	並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRP の 1990 年勧告では、水晶体に対して 15mSv/年、皮膚に対して 50mSv/年としている。
特定事象	原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項に規定する次の基準又は施設の異常事象のこと。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50μSv/h の放射線量か５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から１m離れた地点で 100μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生又はそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の１つ又は幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射能量が半分になる時間）に依存する。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（１秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	Ｘ線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り１壊変を１Bq（ベクレル）と定めている。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何も防護対策を講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

10－２　原子力防災の基礎知識（住民啓発用）

項　　目	内　　容
放射能と放射線	○放射線をだす能力は放射能、放射線をだす物質を放射性物質と呼ぶ。 ○放射能や放射線の量は次のような単位で表す。 ・放射能の強さはベクレル（Bq） ・人体への影響はどの程度か（線量当量）はシーベルト（Sv）
内部被ばくと外部被ばく	○内部被ばくとは、放射性物質が含まれる空気や飲食物を吸ったり摂取したりすることによって、放射性物質が体の中に入り、体の中から放射線を受けることである。 ○外部被ばくとは、体の外にある放射性物質から出る放射線を受けることである。
原子力施設の事故による被ばく経路	○災害が起こった場合、原子力施設から放出された放射性物質は大気に流れ込み、気体や粒子状の放射性物質を含んだ空気のかたまりになる。これは風下に流れ込みながら広がっていき、放射性物質の濃度は次第に低くなっていく。風下にいた場合、放射線による外部被ばくや、呼吸によって体内に取り込まれた放射性物質からの放射線を受ける内部被ばくの可能性がある。
日常生活と放射線	○私たちの身の回りには、様々な放射線がある。 ・宇宙線や大地などからくる放射線は体の外からくるため、これは「外部被ばく」となる。 ・「外部被ばく」に対し、空気を吸ったり食べ物を食べたりしたときには、食べ物や空気と一緒に放射性物質を飲み込んだり吸い込んだりしている。その結果放射性物質が体内に取り込まれ、それにより放射線を受けることになる。これは「内部被ばく」となる。 ○世界の平均では１人当たり１年間に、合計で2.4mSvの自然放射線を受けていると言われている。これに対して日本平均は１人当たり１年間に合計で1.5mSvと推定されている。また、日本では自然放射線のほかに放射線を利用した医療診断によって、国民１人当たり平均で2.25mSvの線量を受けているといわれている。
体の外から受ける放射線（外部被ばく）の防護対策	○体の外から受ける量を少なくする方法として、以下のことが大切である。 ・放射性物質から離れる。 ・放射線を受ける時間を短くする。 ・放射線を通しにくい建物の中に入る。
体の中から受ける放射線（内部被ばく）の防護対策	○体の中から受けることから身を守るには、体の中に放射性物質が入らないようにマスクをしたり、放射性物質が決められた量より多く入った食べ物や水をとらない（摂取制限された飲食物を摂取しない）よう気をつける。
原子力災害が起こった時には	○原子力発電所で事故が起こり、発電所の周辺への影響が心配される時には、町の役場、あるいは県や国からの避難や屋内退避などの指示が出される。事故の状況に応じて、指示の内容も変わってくるので、注意が必要である。
退避する時の注意点	○建物の中に退避するときは、以下の点に注意する。 ・建物の中に入った時は放射性物質が建物の中に入らないようにドアや窓を閉め、外から空気を取り込むエアコンや換気扇の使用を控えるなどの対策を取り、建物の気密性を高める。 ・食品に蓋をしたりラップを掛け、放射性物質の汚染を防ぐ。 ・手や顔についている放射性物質を落とすため、外から帰って来たら顔や手を洗う。 ・屋内退避を行う場合、木造家屋より放射線がとおりにくいコンクリ

項　　目	内　　容
	ート建物への退避指示が行われることもある。

（出典：文部科学省「放射線副読本」より抜粋）

１１　災害時応援協定関係

11－１　公共団体・民間団体等

●協定：協定締結順　　（令和６年１月 11 日現在）

No	協定年月日	協定名	相手先			備考
			機関名	職名	氏名	
1	H18.4.1	災害時における応急対策業務に関する協定	長和町建設振興協議会	会長	佐藤公明	更新：H24.5.17
2	H20.3.27	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人長野県資源循環保全協会			
3	H20.3.27	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	長野県環境整備事業協同組合			
4	H20.3.27	災害時等の災害応急資機材のリースに関する協定	長野県建設機械リース業協会			
5	H26.2.14	災害時における応急措置に関する協定	（社）長野県ＬＰガス協会、ＬＰガス協会上小支部	県協会会長 上小支部長	山田一雄 小林芳夫	
6	H24.8.1	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定	長野県環境整備事業協同組合	理事長	尾沼好博	
7	H24.8.1	環境保全及び生活関連情報提供に関する覚書	町内各郵便局	代表　長門郵便局長	伊藤源一	
8	H24.9.26	災害時における電気の保安に関する協定	一般社団法人中部電気保安協会	長野支店長	倉持高久	
9	H26.2.3	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話㈱長野支店	支店長	侭田達男	
10	H27.5.14	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合北信支部	組合長 支部長	渡辺一正 角田峰雄	
11	H27.5.14	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	社団法人　長野県建築士会上小支部	支部長	飯島泰明	
12	H27.7.21	山林に係る消防活動並びに風水害等の災害復旧及び行方不明者の捜索活動等支援に関する協定	信州上小森林組合	代表理事 組合長	倉沢明人	

No	協定年月日	協定名	相手先			備考
			機関名	職名	氏名	
13	H28.6.1	災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社エフエムとうみ	代表取締役	加藤行孝	
14	H28.7.1	災害時における災害対応の協力に関する協定	信州うえだ農業協同組合	代表理事組合長	城下隆行	
15	H30.4.17	災害時における応援協力に関する協定	上小生コン事業協同組合	理事長	髙見沢健	広域
16	H30.11.20	災害時における相互協力に関する協定	中部電力（株）上田営業所	所長	中山洋一	
17	H30.11.20	災害時にける要配慮者緊急受入れに関する協定	社会福祉法人依田窪福祉会	理事長	渡邉和美	
18	H31.2.14	災害時における応急生活物資供給に関する協定	生活協同組合コープながの	代表理事長	太田栄一	
19	H31.3.28	無人航空機による災害応急対策活動（撮影等）に関する協定	(有)ヒカリ	代表取締役	前島廣太郎	
20	R1.11.1	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	代表取締役	川邊健太郎	
21	R2.3.4	「道の駅」の防災利用に関する基本協定	長野県国道事務所長 長野県上田建設事務所長	事務所長	塩谷正広 蓬田陽	
22	R2.11.10	災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社長野支店	支店長	岩井修	
23	R3.9.30	大規模災害における応急対策業務に関する協定	建設業協会上小支部			
24	R4.11.8	災害時等における要配慮者の緊急受入れに関する協定	社会福祉法人樅の木福祉会	理事長	奈木野忍	
25	R5.10.16	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	理事長	捧雄一郎	
26	R5.12.13	災害時にける要配慮者緊急受入れに関する協定	依田窪医療福祉事務組合	組合長	羽田健一郎	

11－２　消防

●協定：協定締結順　（令和６年１月 11 日現在）

No	協定 年月日	協定名	相手先			備考
			機関名	職名	氏名	
1	H17.10.21	下諏訪町・長和町・隣接地域の消防応援活動について（申し合わせ事項）	下諏訪町消防団	団長	尾上武	
2	H25.12.19	立科町・長和町・隣接地域の消防応援活動について（申し合わせ事項）	立科町消防団	団長	大島龍太郎	

11－３　自治体

●協定：協定締結順　（令和６年１月 11 日現在）

No	協定 年月日	協定名	相手先			備考
			機関名	職名	氏名	
1	H18.2.1	目黒区と長和町との相互応援協定	東京都目黒区	区長	青木　英二	
2	H26.12.24	災害時のおける相互応援に関する協定	下諏訪町	町長	青木　悟	

11－４　長野県内

●協定：協定締結順　（令和６年１月 11 日現在）

No	協定 年月日	協定名	相手先			備考
			機関名	職名	氏名	
1	H8.4.1	長野県市町村災害時相互応援協定	長野県全体			

１２　各種様式

様式第１号（概況速報）

（表１）　　長和町

概　況　速　報			
災害の名称		災害発生日時	
報告の時限		発受信時刻	
発信者	（　　）	受信者	（　　）

被害の種別	被　害　状　況	
	被害地域又は場所	災　害　の　状　況
人的・住家関係		
農業関係		
林業関係		
公共土木施設関係		
鉄道 通信 電力 水道 施設関係		
その他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の出動状況等		

様式第２号（人的及び住家の被害）

（表２）　　長和町

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）							
災害の名称				災害発生の日時		月　日　時	
災害発生の場所							
災害報告の時限			月　日　時現在	発信機関及び発信担当者			
人的被害	死者		人	災害の概況			
		うち災害関連死者	人				
	行方不明者		人				
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人	災害発生の原因			
		小計	人				
	計		人				
住家の被害	全壊・全焼又は流失	棟	棟	救援措置の状況			
		世帯	世帯				
		人員	人				
	半壊又は半焼	棟	棟	災害救助法適用の見込み			
		世帯	世帯				
		人員	人				
	一部破損	棟	棟	災害対策本部	名称		
		世帯	世帯		設置	月　日　時　分	
		人員	人		廃止	月　日　時　分	
	床上浸水	棟	棟	ボランティア活動の状況			
		世帯	世帯				
		人員	人				
	床下浸水	棟	棟	その他	消防職員出動延人員		人
		世帯	世帯		消防団員出動延人員		人
		人員	人				
非住家の被害（全・半壊）			棟				

注）１　「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
２　「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとすること。
３　「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとすること。
４　「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとすること。
５　「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて１棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には２棟とすること。
６　「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
７　「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。
８　「ボランティア活動の状況」欄には、ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所等）、ボランティアの活動状況（受入れの有無、派遣の有無等）、その他関連事項を記載すること。

様式第２－１号（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難状況報告）

（表２の１）　　長和町

災害の名称		災害発生日時　　月　　日　　時	
報告の時限	月　　日　　時現在	発信時刻　　月　　日　　時	
発信者			

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の状況				避難施設等の状況			
発令日時及び指示の別	地区名	世帯数	人員	避難施設名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

様式第３号（社会福祉施設被害）（職業訓練施設被害）

（表３の１）　　長和町

社会福祉施設被害状況報告（職業訓練施設被害状況報告）〔中間 確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

施設の種類	施設名	被害											
		全壊		流失		半壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）	棟数	被害額（千円）
計													
被害額計		（千円）											

様式第５号（農業関係被害）

（表５の１）　　長和町

災害名		発生日時	月　日　時　分～	発信日時	月　日　時　分
		発信機関（発信者）		受信機関（受信者）	

	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果樹								
	野菜								
	花き								
	特用作物								
	桑								
	その他								
	小計								
	樹体被害　果樹								
	樹体被害　その他（　）								
	樹体被害　小計								
	計								

	施設名	園芸関係			その他			合計		
		件数	面積（㎡）	被害金額	件数	面積（㎡）	被害金額	件数	面積（㎡）	被害金額
施設関係	建物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチック									
	構築物									
	計									

	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家畜				
	畜産物				
	水産物(寒天含				
	加工品貯蔵品				
	蚕繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業	戸	

様式第６号（林業関係被害）

（表６の１）　　長和町

林業関係被害状況報告（速報　中間　確定）												
災害の名称							災害発生日時　　月　　日					
							報告日時　　月　　日　　時現在					
内容 / 地域		治山（林地崩壊）			治山施設		林　　道				その他	被害額計千円
		箇所	面積ha	被害額千円	箇所	被害額千円	路線	箇所	延長m	被害額千円	被害額千円	
摘要							前回（　／　）までの計					
							今回報告による計					
							差引					

（注）本表は、森林政策課から危機管理防災課に報告する場合に用いる。
　　地域の欄の左欄を地域振興局、右欄を市町村にする等適宜区分する。

様式第７号（土木関係被害）

（表７の１）

災　害　総　括　表

長和町　（単位：千円）

区分		前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
		自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象	自月日 至月日	異常気象名		
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
工事区分	河川												
	道路												
	橋梁												
	計												

（表７の５）

市町村別被害報告額調（市町村工事）

事務所名　　（金額単位：千円）

工事名	今回の報告書（　／　～　／　）								報　告　累　計							
	河川		道路		橋梁		計		河川		道路		橋梁		計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
計																

（注）本表は、次の場合に用いるものとする。

1　建設事務所から建設部各課に報告する場合。

2　建設部各課から河川課に報告する場合。

3　河川課から危機管理防災課に報告する場合。

様式第８号（都市施設被害）

（表８の１）　　長和町

都市施設被害状況報告 （中間・確定）			
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　　）	受信者	（　　）

種別	区分		か所数	被害面積又は延長等	被害金額（千円）	復旧金額（千円）	摘要
都市施設災害	街路						
	都市公園						
	都市排水路						
	公共下水道	排水施設					
		ポンプ場施設					
		処理施設					
	区画整備	街路					
		公園緑地					
		水路					
	防空壕・その他						
	堆積土砂						
	合計						

建物災害及び損害面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積(ha)	摘要
	全壊				市街地被害面積		
	半壊				その他被害面積		
	流失				計		
	床上浸水				全市街地面積		
	床下浸水						

状況	発火	月　日　時　分	鎮火	月　日　時　分	被災か所	
	風向		風速	最大　m/sec	平均　m/sec	湿度　%

建物災害及び焼失面積	区分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区分	面積(ha)	摘要
	全壊				全市街地		
	半壊				被災面積		
	計						

備考	１　土地区画整理事業を施行する必要が（ある・ない・不明） ２　都市計画との関連（　　）

様式第９号（水道施設被害）

（表９の１）　　長和町

水道施設被害状況報告 〔中間 確定〕			
災害の名称		災害発生日時	月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時　現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	（　戸　人）
被害給水区域及び被害給水人口	（　戸　人）		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			

給水応援		消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車　両／日　m3 分	乾式注入能力 g／h　機		
	ろ水器　両／日　m3 分	湿式 g／h　機		
	自衛隊給水班要請／日　m3 日間	簡易滅菌機 g／h　機		
	水道から応急給水／日　m3 分	液体塩素 kg入　本		
	日間	さらし粉高度 普通 500 g　本		
	必要なし	必要なし		

様式第１０号（廃棄物処理施設被害）

（表 10 の１）　　長和町

廃棄物処理施設（ごみ・し尿・下水道終末処理）被害状況報告（中間・確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

被害施設名			
被害の区域及び処理人口			
被害の状況			
被害額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

様式第１１号（感染症関係）

（表 11 の１）　　長和町

感　染　症　関　係　報　告　〔中間 確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

感染症	項目／病名	発生患者等数					備考
		患者	疑似	無症状病原体保有者	計	うち死者	

備考	

様式第１２号（医療施設被害）

（表 12 の１）　　長和町

医　療　施　設　被　害　状　況　報　告（中間確定）　保健所名			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊全焼	流失	半壊半焼	浸水	その他		
(病院) (診療所)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
合　計										

注：１　本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。
　　２　各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。
　　３　被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

様式第１３号（商工関係被害）

（表 13 の１）　　長和町

商工関係被害状況報告 （中間 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　現在
発信者	（　　）	受信者	（　　）

業種区分 被害区分				鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、団体以外の事業所	建物の被害（ア）	全壊	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
		半壊	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
		その他の被害	棟　数（棟）					
			損害額(千円)					
	土地の被害（イ）		損害額(千円)					
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)					
	製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)					
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件　数（件）					
			損害額(千円)					
商工会議所・商工会の被害			件　数（件）					
			損害額(千円)					
小計			損害額(千円)					
除雪、排水等の災害対策に要した経費（千円）								
その他災害の発生により生じた損害額（千円）								
損害額総計（千円）								
被害件数（事業（務）所数）								

注：１　事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第３条第１項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

２　その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

３　住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

４　業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

５　大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

様式第１４号（観光施設被害）

（表 14 の１）　　長和町

観光施設被害状況報告 〔中間 確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
災害発生場所			
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　　）	受信者	（　　）

１　土木施設（遊歩道・つり橋等）

区分	県工事		町工事		その他		計	
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額
道路		千円		千円		千円		千円
橋梁								
計								

２　一般観光地建物等

区分		県有施設		町施設		国民宿舎・旅館等		その他施設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建物その他	全壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半壊										
	その他										
	計										

様式第１５号（教育関係施設被害）

（表 15 の１）　　長和町

教育関係施設被害状況報告			中間確定	報告者			
災害の名称		災害発生年月日	年　月　日	災害発生場所			
施設の種別		報告の時限	年　月　日　時現在	発信者		受信者	

発受信日時	災害発生日時	施設の名称	建物						工作物被害金額	土地被害金額	設備被害金額	被害額合計	被害状況
			要新築				要補修	計					
			全壊		半壊		大破以下金額	被害金額					
			面積	金額	面積	金額							
日　：	日　：		㎡	千円	㎡	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

注：１　本表は、すべての教育施設の被害について使用するものであること。

２　公立小中学校施設の被害の場合で、本年を含む前６年以内に市町村合併があった市町村は、施設の名称欄を二段書とし、学校名の下へ学校所在地の旧市町村名を（　）書で記入すること。

３　文化財は、国、県の指定分についてのみ記入すること。

４　本表は、市町村、施設の管理者及び設置者が関係機関に報告する場合に用いる。

様式第１７号（町有財産被害）

（表 17）　　長和町

町有財産被害状況報告 （中間 確定）			
災害の名称		災害発生日時	年　月　日　時
報告の時限	月　日　時現在	発受信時刻	日　時　分
発信者	（　）	受信者	（　）

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

	施設の別	発生数（計）	全壊（流失）	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
建物被害		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
公共土木施設被害（町単災のみ）	河川	か所		千円	
	道路				
	橋梁				
	小計				

	種別	発生数	被害状況	被害額	備考
その他		か所		千円	
	計	－	－		

注：本表は、町から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

様式第１９号（火災）

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造　建築面積 階層　延べ面積		
焼損程度	焼損棟数　全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
罹災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

様式第１９号の２（特定の事故）

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
施設の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス 4.可燃性ガス　5.毒劇物　6.ＲＩ等 7.その他（　　）	物質名	
施設の区分	1.危険物施設　2.高危混在施設　3.高圧ガス施設 4.その他（　　）		
出火箇所		出火原因	
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人 重　症　人 中等症　人 軽　症　人	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	出場機関	出場人員	出場資機材
	事業所　自衛防災組織	人	
	事業所　共同防災組織	人	
	事業所　その他	人	
	消防本部（署）	台 人	
	消防団	台 人	
	消防防災ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰ	機 人	
警戒区域の設定　月　日　時　分	海上保安庁	人	
使用停止命令　月　日　時　分	自衛隊	人	
	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	
その他参考事項	

様式第２１号（被害状況総合）

（表 21 の１）被害状況総括　　長和町

被害状況総括（中間確定　　月　　日　　時現在）

県災害対策本部　県危機管理・消防防災課

災害の名称：	
発生日時：	
発生地域：	

被　害　総　括

人的被害	死　者　　、行方不明　　、計＝　　人
	重傷者　　、軽 傷 者　　、計＝　　人
被害総額	うち国直轄・公共機関分 千円（　　、　　千円） （10 億）　　（百万）　　（※印の計）

災害対策本部の設置状況	
災害救助法の適　　用	
自衛隊の出動状　　況	
（概要）	

被　害　者　の　別				発生数	被害額(千円)
住家等の被害	棟数	計　（棟）			
		全壊（棟）			
		半壊（棟）			
		一部破損(棟)			
		床上浸水(棟)			
		床下浸水(棟)			
	非住家の全・半壊(棟)				
	世帯および人員	計	世帯		
			人		
		全壊	世帯		
			人		
		半壊	世帯		
			人		
		一部破損	世帯		
			人		
		床上浸水	世帯		
			人		
		床下浸水	世帯		
			人		
農業関係被害	計				
	農作物	水陸稲(ha)			
		(ha)			
	施　　設（件）			▽	
	畜産物等（　　）				
	農　　地（ha）				
	農業用施設（カ所）				
林業関係被害	計　　（カ所）				
	治　　山（カ所）				
	林　　道（カ所）				
	そ　の　他				
	※国直轄分(治･林･他)			※	
公共土木施設関係被害	計　　（カ所）				
	河　　川（カ所）				
	砂　　防（カ所）				
	道　　路（カ所）				
	橋りょう（カ所）				
	※国直轄分(河･道･橋)			※	
その他の被害	右欄の計（千円）				
	うち建物(▽印の計)				

被　害　者　の　別			発生数	被害額(千円)
都市施設被害	計　　（カ所）			
水道施設被害	計　　（施設）			
	被害給水人口（人）			
清掃施設被害	計　　（施設）			
医療施設被害	計　　（施設）			
	うち建物被害（棟）		▽	
商工関係被害	計　　（件）			
	うち建物被害	鉱工業(棟)	▽	
		商業(棟)	▽	
		その他(棟)	▽	
	うち製品・原材料等			
	うち間接被害			
観光施設被害	計　　（カ所）			
	うち建物被害(カ所)		▽	
教育関係被害	計　　（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
県有財産被害	計　　（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
町有財産被害	計　　（　）			
	うち建物被害（棟）		▽	
	うち土木小災害(カ所)			
社会福祉施設被害	計　　（施設）			
	うち建物被害（棟）		▽	
国保診療施設被害	計　　（施設）			
	うち建物被害（棟）		▽	
公益事業関係被害	計		※	
	鉄道	不通か所		
		被害件数		
	通信	不通回線		
	電力	被害か所		
		(停電地区)		
	ガス	被害か所		
	その他			